

学校における働き方改革 教育職員業務改善推進プラン

改定第六版

令和 6 年 9 月
(令和 8 年 3 月一部改訂)

滝川市教育委員会

I はじめに

北海道教育委員会は、平成 30 年（2018 年）3 月に「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」を、令和 3 年（2021 年）3 月には、令和 5 年度（2023 年度）までを取組期間とする「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン（第 2 期）」を策定し、教育職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきました。

北海道アクション・プラン（第 2 期）では、「働き方改革手引「Road」の積極的な活用」や「ICT を積極的に活用した業務等の推進」など、目標指標を掲げ重点取組として推進した 6 項目について、一定の定着が図られました。一方で、1 か月で 45 時間以内、1 年間で 360 時間以内とする教育職員の時間外在校等時間の目標については、一定の改善は見られるものの、目標の達成には至っておらず、依然として多くの教育職員が長時間勤務となっていることが明らかとなっています。

本市においても「学校における働き方改革 教育職員業務改善推進プラン」を策定し、必要な見直しを行いながら取組を進めた結果、令和 5 年度については、市立小・中・高等学校における月ごとの「時間外在校等時間」の平均が約 21 時間から約 46 時間で推移し、年間 10 ヶ月において 45 時間以下、令和 4 年度比で月平均約 1.5 時間の縮減となるなど一定の成果が認められる一方で、校種や職種によって縮減効果に差がみられるなど、依然として解決すべき課題が残されています。

北海道教育委員会は、令和 5 年度までの 3 年間の取組の成果と課題を踏まえ、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができようになること」という学校における働き方改革の目的を実現するため、令和 6 年 3 月、新たに「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン（第 3 期）」を策定しました。

こうした北海道全体の取組を踏まえ、本市においても「学校における働き方改革 教育職員業務改善推進プラン」を改定し、教育職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きと勤務するとともに、子どもにしっかりと向き合う時間を確保するため、保護者・地域住民の理解も得ながら、教育職員の業務環境の整備を推進するものです。

こうした中、令和 7 年（2025 年）6 月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育職員の服務を監督する教育委員会に対して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられました。

II 推進に当たって

1 推進プランの性格

本プランは、改正後の給特法第 8 条第 1 項に定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する

指針」（令和 7 年文部科学省告示第 114 号。以下「国指針」という。）に即して定め、同法第 8 条第 3 項に基づき総合教育会議に報告するものです。

併せて、国指針第 2 章第 1 節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和 2 年滝川市教育委員会規則第 3 号）」第 2 条第 3 項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。加えて本プランは、滝川市立小・中学校並びに北海道滝川西高等学校における働き方改革を進めるため、滝川市教育委員会並びに各学校が取り組むべき内容項目をまとめたものです。

なお、本プランは今後の国や道の動向や学校における課題、取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

2 推進プランの目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間

(1) 目標

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を 1 か月で 45 時間以内、1 年間で 360 時間以内（1 年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ 42 時間以内、320 時間以内）とします。

また、全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目指して取り組み、国指針で目標としている「令和 11 年度までに、教育職員の 1 か月当たりの時間外在校等時間の平均 30 時間程度」の実現を図ります。

※ 1 「在校等時間」は、IVの 2 の（1）と同一。

※ 2 「所定の勤務時間」は、IVの 2 の（2）と同一。

※ 3 「目標」に掲げる上限時間は、IVの 2 の（2）と同一。

※ 4 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、IVの 2 の（3）に掲げる上限の範囲内とします。

(2) 目指す姿

教員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進。

(3) 重視する視点

- | | |
|-------------|--|
| ① 改革を『自分事』に | ワークライフバランスを意識した働き方を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長 |
| ②『自走』するチーム | 未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い・支え合うチームを構築 |
| ③ 地域との『協働』 | コミュニティ・スクールと学校支援地域本部事業の一体的推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現 |

(4) 重点的に実施する取組

- ① I C T の活用による校務効率化の推進
- ② 保護者・地域等との連携協働
- ③ 部活動休養日等の完全実施
- ④ 教頭の業務縮減
- ⑤ 働き方改革の意識を高める取組の推進
- ⑥ メンタルヘルス対策の推進等

ウェルビーイング

○ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念。（第4期教育振興基本計画より）

教員のウェルビーイングを高める主な要素

- ・ 学校の仕事を楽しみ
- ・ 心身が健康である
- ・ 生徒との信頼関係
- ・ 子どもの成長を実感
- ・ 教育に意欲を感じる
- ・ 職場の居心地が良い
- ・ 保護者や地域とのつながり

(5) 取組期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とし、滝川市教育委員会と各学校が連携・協力し、早期の目標達成に向けて取り組みます。

3 教育委員会及び学校の役割

(1) 教育委員会の役割

- ① 市立学校における働き方改革を進めるため、本プランによる「学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限」に関する方針に基づき、適切に指導します。
- ② 市立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施します。
- ③ 毎年度、市立学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施します。
- ④ 特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、当該校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。

(2) 学校の役割

- ① 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。
- ② 校長は、本プランに掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、「Road」や国の「働き方改革事例集」等を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進します。

4 取組の検証・改善と保護者や地域住民等への理解促進

(1) 取組の検証・改善

- ① 市教委は毎年度進捗状況を把握して、市内校長会・教頭会との議論を通して検証し、取組の見直し・改善を行うとともに、必要に応じて本プランの見直しを行います。

(2) 保護者や地域住民等への理解促進

- ① 子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者や地域住民等の理解を深めるなど、社会全体で認識を共有することが必要です。このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、学校運営協議会において議題として取り上げ、保護者・地域住民等とより積極的なコミュニケーションの下で共通認識を図るなど、説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努めます。

5 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進

市教委・学校は、国指針で改めて示された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各主体それぞれが関係機関等とも連携しながら、地域や保護者の理解の促進に努めます。

業務の適正化の推進にあたっては、「3分類」に基づく19項目の具体的な業務や本プランの具体的取組も参考に、市教委、学校のそれぞれが役割を果たしながら取組を進めます。

【学校と教師の業務の3分類】

基本的には学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

Ⅲ 具体的取組

1 校務の効率化と役割分担の推進

(1) ICTの活用による校務効率化の推進 【重点】

《道教委・市教委・学校》

各学校が教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、学校の実態を考慮してICTを積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図ります。

《道教委》

- ・ICTを活用した学びを推進する学校現場を支える体制の構築のため、各学校において専門人材や民間事業者を含む組織的な支援体制を強化できるよう、市町村教委及び学校を支援する。
- ・各学校が校長のリーダーシップの下、組織的にICT活用を展開できるよう、校内における推進体制や教育課程におけるICT活用の位置付け、計画的な研修計画などについて明らかにし、学校が一体となった取組の充実を図る。
- ・国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂や教育データの標準化の状況等の動向を踏まえながら、校務系・学習系ネットワークの統合等、スクールネットや校務支援システム、情報セキュリティ対策や、各システム間での相互運用などの将来像を検討する。
- ・学習系の各システムや校務支援システムについて市町村により異なることを踏まえ、市町村教委に対し、将来的な各システム間での相互運用を踏まえた導入を促進する。特に校務支援システムについては、教員の異動に伴う校務のICT環境を維持できる共同利用型の北海道公立学校校務支援システムの導入促進を図る。
- ・校務系データと学習系データ、行政系データとの連携の在り方やビッグデータの生成、利便性の高いクラウドツールの積極利用などの検討を進め、学校DXを推進する。
- ・生成AIについては、業務の効率化や質の向上など、働き方改革に資することが考えられるが、今後、国の動向を注視する。

《市教委》

- ・道教委の取組を参考に、校務の効率化を図るとともに、GIGAスクール構想や学校DXを推進します。

《学校》

- ・上記、道教委や市教委の取組を踏まえるとともに、会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、クラウド上の教材の教員間での共有、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなど、校務処理の負担軽減を進めます。

(2) 保護者・地域等との連携協働 【重点】

《市教委・学校》

- ① 学校教育目標や学校経営ビジョンを保護者、地域住民等と共有し、学校・地域・家

庭が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現を目指し、市内全小・中学校に導入したコミュニティ・スクール制度の一層の充実を図ります。

- ② 町内会、交通安全指導員と連携し、児童・生徒の登下校や放課後の見守りを行う取組を推進します。
- ③ 国指針で示された業務の3分類を踏まえ、業務の考え方を明確化した上で、地域とも対話を重ねながら、役割分担や業務の適正化を推進します。

《市教委》

- ① 保護者や地域住民が「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、広報及び情報提供を行います。
- ② 学校支援地域本部事業を活性化し、児童・生徒の学習や活動等の支援を行う取組を推進します。
- ③ キャリア教育の充実のため、市内各事業所等と受入れ依頼等の事前準備を行います。
- ④ 学校と地域をつなぎ、教育資源や人材の情報を学校へ提供するなどの支援を行う地域コーディネーターの積極的な活用を推進します。

《学校》

- ・保護者や地域に対し、学校の実情や勤務時間、休憩時間についての情報と併せて、日頃から、学校の取組などについて幅広く情報発信するなど、情報の共有に努めるとともに、学校の働き方改革の取組の進捗状況等について、学校便り等やホームページで公表するなどして、その効果を可視化して保護者や地域に周知します。
- ・学校運営協議会などにおいて、働き方改革を積極的に議題として取り扱うなど、適切にコミュニケーションを図りながら、学校・家庭・地域それぞれの役割を尊重した上で信頼に基づいた対等な関係を構築し、適切な役割分担を進めます。

【参考事例紹介】

- ・地域の企業が探究学習におけるコーディネーター役として運営に参画し、地域人材との調整を担当
- ・保護者や地域住民が図書ボランティアとして図書室の整理や読書活動を実施
- ・学校運営協議会において地域人材マップを作成し、スキー学習、水泳学習、キャリア教育の講師などの学校が必要とする講師を確保
- ・コーディネーターが学校からの要望を取りまとめ、ボランティアとのマッチング、連携・調整を担当
- ・保護者や地域人材にボランティア登録してもらい、学校行事の準備、図工や体育の授業準備など、学校が必要とする都度、アプリで協力を依頼

(3) 専門スタッフ等の配置促進

《市教委》

- ① 普通学級に在籍する児童・生徒に対して、きめ細やかな学習支援と教育相談の充

実を図るため、学びサポーターを配置するとともに、さらなる拡充を検討します。

- ② 特別支援学級（肢体、情緒）に在籍する児童・生徒のうち、個別の支援を必要とする者に対して支援員を配置するとともに、さらなる拡充を検討します。
- ③ 児童・生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーを配置するとともに、訪問回数等の拡充を検討します。
- ④ 生徒指導等の課題に対応するため、関係機関と連携して児童・生徒を支援するスクールソーシャルワーカーを配置します。
- ⑤ 不登校等の課題に対応するため、学校・家庭と連携し、適応指導教室を運営する教育支援専門員を配置します。
- ⑥ 英語（外国語）の授業において小・中・高の教員を補助する A L T（外国語指導助手）の配置を進めます。
- ⑦ 免許外教科担任の解消を図る非常勤講師の活用を推進します。
- ⑧ 学校支援地域本部事業によるスキー・水泳指導をはじめとする外部講師の活用を推進します。
- ⑨ 長期休業中を含めた学習等をサポートする退職教員や学生ボランティアの活用を推進します。
- ⑩ 特別な教育支援が必要と考えられる児童・生徒等の支援を行う巡回指導員、教育局スーパーバイザー等の活用を推進します。
- ⑪ 部活動指導員の配置を進めます。

(4) 給食費及び徴収・管理業務の負担軽減

《市教委・学校》

- ① 市教委は、公会計化された学校給食費会計の適切な管理・運営を行います。
- ② 学校徴収金の徴収・管理を、「学校以外が担うべき業務」として、市教委の権限と責任において取組を進めることができるものについて、市教委が取り扱うことや、徴収等の業務を教員が担っている場合には、事務職員が一括して管理すること、口座振替、インターネットバンキングの活用など、教員が関与することがない仕組みを構築するなどの取組を進めます。

2 部活動指導に関わる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施 【重点】

《市教委》

- ① 「滝川市部活動の在り方に関する方針」（以下「方針」という。）に基づき、児童生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進めます。

- ② 部活動の活動時間は、長くとも平日 2 時間程度、休日 3 時間程度、週当たり 11 時間程度の範囲内が原則であって、高等学校における弾力的な設定は例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであることや、必要に応じて勤務時間の適切な割振りを行うことなど、その趣旨の徹底を図ります。
- ③ 部活動休養日・活動時間の徹底に当たっては、中体連や高体連、高文連、高野連等の関係団体と連携・協力して取組を進めます。

○ 方針（概要）

① 部活動休養日の実施

- ・学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日(毎月第 3 日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。

② 部活動の活動時間

- ・1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、休日は 3 時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とする。

③ 活動時間の弾力的な設定（高等学校）

- ・1 日の活動時間は、長くとも平日では 3 時間程度、休日は 4 時間程度とし、週当たりの活動時間は、長くとも 16 時間程度の範囲内とする。

《学校》

- ① 方針を踏まえ、学校において策定した活動方針に基づいて設定し、公表した各部活動の休養日及び活動時間等について、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底します。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

《市教委》

- ① 方針を踏まえ、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、学校支援地域本部事業等を利用した外部コーチの活用を推進するとともに、学校に部活動指導員を配置し、その効果的な活用を促します。
- ② 教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえて定めた教育委員会規則等に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

《学校》

- ① 学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とします。
- ② 特定の教員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置などによ

り、負担の平準化や軽減を図ります。

- ③ 部活動の指導、引率等を行う部活動指導員や専門的な技術指導を行う外部指導者を活用するほか、関係機関等との積極的な連携により、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減を図ります。
- ④ 教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえて定めた教育委員会規則等に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

(3) 大会等に係る負担の軽減

《道教委・市教委》

- ① 学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することにより、児童生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体等に要請します。

《学校》

- ① 休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、児童生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査します。

(4) 部活動の地域展開

《市教委》

- ① 「北海道部活動の地域展開に関する推進計画」、原則として、計画期間内（令和 8 年度～令和 13 年度）に、市立小・中学校の休日の全ての部活動において地域展開の実現を目指す。

《学校》

- ① 児童生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して、道教委及び市教委の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働します。

3 学校運営体制の見直しなどによる改善

(1) 教頭の業務縮減 【重点】

《市教委》

- ① 下記、道教委の取組を参考に教頭の業務縮減を図ります。

《道教委》

- ・ 学校運営の要である副校長・教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。

- ① 学校への調査について、必要性和手法の妥当性を検討するとともに、廃止を含め調査業務の見直しや簡素化などの取組を不断に進める。
- ② 学校に関する業務について、各校長会や教頭会等との意見交換などで把握した要望などを踏まえ、縮小や簡素化を検討する。
- ③ 新任の副校長・教頭向けのリスクマネジメントや学校におけるいじめの問題への対応のポイント、学校安全活動の推進など、副校長・教頭の中心的な業務に関するオンデマンド研修資料を作成するなどの支援を行う。
- ④ 所属職員への指導を効果的に実施することができるよう、職員の服務や勤務時間の管理におけるオンデマンド研修資料について、内容の充実を図る

- ・ 副校長・教頭の職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら、職の魅力向上に向けた取組を実施する中で、業務負担の軽減策についても検討を進める。
- ・ 教職員の勤務管理事務や学校の施設管理、保護者や外部との連絡調整など、副校長・教頭の業務の負担軽減のため、「副校長・教頭マネジメント支援員」を配置し、支援員の活用策や配置方法の検証を行う。

《学校》

- ① 校長は、組織的な学校運営を行うに当たり、業務内容や業務分担の見直しを進め、教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備します。
- ② 管理職員と一般教員との日頃からの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに、教頭の業務の分散化を図ります。

【参考事例紹介】

- ・ 定例の管理職員の打合せや職員会議前の打合せを廃止。
- ・ 主幹教諭や学年主任、教務部長等のミドルリーダーが機能する学校組織体制を整備し、組織的な経営参画を図る。
- ・ 受信メール等の印刷やデータ処理、職員の休暇処理、電子キーの管理など、事務職員との役割分担の見直し。
- ・ 管内で文書のデータを保存するルールを統一化し、異動後においても教頭間の引継ぎや検索を容易とする。
- ・ 管内で横の連携をつくり、お互いの働き方について情報共有や改善につなげる。

(2) 学校行事の精選・重点化

《市教委》

- ① 学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、改めて働き方改革の必要性和意義を保護者や地域に発信するとともに、学校の取組に必要な支援を行います。

《学校》

- ① それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図ります。
- ② 学校行事においては、地域との連携が多く組み込まれている場合があることから、改めて働き方改革の必要性和意義を保護者や地域へ発信するとともに、学校運営協議会等を通じて共通理解を図ります。
- ③ カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動について、例えば、理科における野外観察や社会科における見学といった調査活動など、その目標や指導内容から教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めます。
- ④ 学校行事等の準備・運営について、教員業務支援員等と連携するなど、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、準備の簡素化、省力化等を進めます。

(3) 適切な教育課程の編成・実施

《市教委》

- ① 標準授業時数を大きく上回った（小・中学校等は年間 1,086 単位時間以上）教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行います。また、高等学校は 1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間の授業をもって 1 単位として計算することが標準であることを踏まえ、余剰時数が過大になっている場合には、教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行います。

《学校》

- ① 各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントします。

- ② 授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫します。

(4) 適正な勤務時間の管理等

《市教委》

- ① 各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行います。
- ② 各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うよう指導・助言を行います。
- ③ 学校の実情を踏まえ、教員が担当する授業や校務の状況などに応じて個別に勤務時間を設定する「シフト制」の活用を検討します。
- ④ 「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保」する取組（勤務時間インターバル）について、実施に向けた効果的な在り方の検討を進めます。
- ⑤ テレワークについては、長期休業期間中における在宅勤務をはじめ、教員の業務の実情に応じた多様で柔軟な働き方について検討を進めるとともに、よりテレワークの実施に適したネットワーク環境の整備の方策などについて検討します。

《学校》

- ① 校長は、職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定します。
- ② 校長は、休憩時間には職員会議を開催しないなど、職員が勤務時間の途中で休憩時間を適切に確保することができるよう取り組みます。

(5) 「チーム学校」としての取組の推進

《市教委》

- ① 道教委「働き方改革手引「Road」」・「働き方改革推進事業実践事例」や文科省「働き方改革事例集」の積極的な活用を促します。
- ② 学校における働き方改革に関する道内外の好事例を収集し、その普及啓発を図るとともに、学校や教職員による優れた実践事例やアイデアを蓄積し共有します。

《学校》

- ① 「Road」を引き続き活用し、改革を推進する「コアチーム」を設置する際には、

学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮します。

- ② コアチームが中心となり、職員を対象にアンケートや客観的なデータをまとめ、働き方改革における自校の課題を全職員で共有するとともに、話し合いの場を設け、職員間のコミュニケーションを図ります。
- ③ 明らかになった課題の改善に向けて改革を進めるに当たり、長期的な計画だけでなく、小さな変化や成果を実感できるように短期間ですぐに取り掛かれる目標を設定するなど、働き方改革の機運を高めます。
- ④ 校長はコアチームと連携し、自校の働き方改革の進捗状況をチェックリストにより把握し、分析するとともに、フィードバックにより学校教育目標を実現するために、経営方針の中に位置付けた働き方改革を見直し、短期・中期的改革に取り組みます。
- ⑤ 文科省「働き方改革事例集」や他県等の好事例を参考にし、学校の実情に応じて活用できるものは積極的に取り入れるなど、改革を推進します。

(6) 若手教員への支援

《学校》

- ① 若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援します。

(7) 学校の組織運営に関する見直し

《市教委》

- ① 学校に組織体制の見直しを促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行います。

《学校》

- ② 設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を図ります。

4 意識の変容を促す取組

(1) 働き方改革の意識を高める取組の推進 【重点】

《市教委》

- ① これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進めます。
- ② 学校訪問の際に、働き方改革を進める上でP D C Aサイクルを機能させることの重要性を繰り返し指導します。
- ③ 働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職員の人事評価に反映します。
- ④ 管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図ります。

《学校》

- ① 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な目標を設定します。
- ② 校長は在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、ストレスチェックを活用し、「働きやすさ」や「働きがい」の意識の変化を把握するなど、学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方改革を進めます。
- ③ 管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する共通理解を図るとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図ります。

特に、継続して上限時間を超える職員には当該職員の業務全体を把握し、業務の見直しや優先順位等を指示するほか、他の職員による支援や業務の担当者変更等を検討するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促します。

- ④ 時間外在校等時間が毎月末 80 時間を超え、かつ、医師による面接指導を希望する職員については、医師による面接指導の申出の希望を把握するとともに、面接指導の結果を踏まえて業務改善を行います。

【参考事例紹介】

- ・「自己申告シート」を活用し、各自の具体的な目標、取組状況を確認させることで、長時間勤務の縮減や業務の効率化に対する職員の意識の向上を図る。
- ・退勤時刻を掲示する自己申告ボードを設置することにより、退勤時刻から逆算して、業務の内容や順番を考えるよう促すとともに、退勤しやすい雰囲気を醸成する。
- ・年間及び学期ごとの「タイムスケジュール」を作成することにより、中期的、長期的に何をすべきか見通しを持ち、計画的に業務を行う意識の向上を図る。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

《学校》

- ① 学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に合わせて、次の取組を進めます。

- ・ 月2回以上の定時退勤日の実施
- ・ 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ・ 15日以上の子次有給休暇の取得促進

- ② 保護者の理解を得た上で、1週間のうち平日1日は、児童生徒の一斉下校時刻を設定したり、部活動休養日と併せた定時退勤日を設定したりするなど、定時退勤の徹底を図ります。
- ③ 管理職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進めます。
- ④ 管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動します。
- ⑤ 管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとしします。

(3) 働き方改革に関する研修の実施

《市教委》

- ① 市や地区単位で実施する研修等の機会に、働き方改革につながる研修を計画します。

《学校》

- ② 業務の改善・見直しなど、働き方改革に関する校内研修を計画します。

(4) これまでの取組の着実な推進

ア 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

《市教委・学校》

- ① 心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、教職員が休養を取りやすい環境を整備します。

イ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

《市教委・学校》

- ① 「出退勤管理システム」を活用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録します。なお、校外において職務に従事している時間については、出張に係る復命書や部活動の引率業務に係る活動記録等など、できる限り客観的な方法により把握・記録するよう努めます。

また、市教委は教育職員の在校等時間等を適宜、公表します。

- ② 市校長会議などにおいて、各学校の勤務状況のデータを共有することなどにより、自校の状況の客観的な把握や意識の共有を促します。

《学校》

- ① 校長は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進めるとともに、在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用し、適切な指導を行います。

5 学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進等 【重点】

《市教委》

- ① 労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックの実施を図るなど、所管する学校の職員のメンタルヘルス対策を推進します。

《学校》

- ① 校長は、職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき衛生管理者や衛生推進者を選任するなど、労働安全衛生管理体制を確立するとともに、過重労働となる職員がいる場合は産業医等に報告します。
- ② 校長は、時間外在校等時間等が一定時間を超えた職員に対し、産業医等による面接指導を実施します。
- ③ 校長は、ストレスチェックを活用し、学校の実情や職員個々の実態を踏まえ、職員のメンタルヘルス対策に取り組みます。

(2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

《市教委》

- ① 学校のみでは解決が難しい課題への対応を支援するため、道教委事業によるスクールロイヤーの活用を含め、学校運営を支援する体制を整備します。
- ② 学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や福祉部局との連携体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化します。

(3) 調査業務等の見直し

《市教委》

- ① 下記、道教委の取組を参考に、調査業務や文書事務の縮減を図ります。

《道教委》

- ① 各種調査や事業、事務手続などについては、状況の変化なども踏まえ、その必要性や手法の妥当性の観点からの精選を引き続き行うとともに、学校現場の意見を的確に捉えながら、更なる見直し、簡素化を進める。
- ② 学校を対象として行う調査は、その必要性や効果を十分検討した上で、原則として、北海道電子自治体共同システムの簡易申請機能を活用し、WEB上で回答できる形式で実施するよう努める。
- ③ 調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮する。
- ④ 国や各種団体等から発出される文書を精査し、学校で共有する必要がないものは学校に送付しないなど、文書関連業務の縮減を図る。
- ⑤ 各種通達や通知などの情報を一元管理し、学校が必要な情報を閲覧できるよう、学校からアクセス可能なクラウド上の共有サービスの活用などを検討する。
- ⑥ 学校における調査研究事業について、その必要性を精査するとともに、教員の業務負担に配慮し、研究テーマの精選や書類の簡素化、報告書の形式を含めた成果発表の在り方等についての必要な見直しを行う。
- ⑦ 各種団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動の案内等の家庭向け配布物について、当該団体に対し、学校の負担軽減に向けた協力を要請する。

(4) 研修・会議の精選・見直し

《市教委》

- ① 教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知等を踏まえながら精選を検討します。
- ② 定例的に実施している校長会議をはじめとした諸会議については、その必要性の面から改めて見直しを行い、廃止も含めて更なる精選を行います。
- ③ 特に情報の伝達や共有を主な目的とした会議については、オンラインでの開催を徹底します。

(5) 学校が作成する計画等の見直し

《市教委》

- ① 各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行います。

- ② 学校単位で作成する計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成するよう指導・助言を行います。
- ③ 各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進します。
- ④ 学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル（ひな形）を提示します。

(6) 副校長・主幹教諭・専科指導教員等の配置の推進等

《道教委》

- ① いじめや不登校等の教育課題の解決に向けて、校長がリーダーシップを発揮することのできる組織運営体制や指導体制の充実を図るため、市教委と連携して副校長・主幹教諭の配置を推進します。
- ② 国の定数加配の活用などにより、小学校高学年の教科担任制の充実に向けて取り組むとともに、小学校における専科指導に従事する教員や生徒指導等の様々な課題に対応する教員を配置するなど市教委と連携して、学校の指導体制や組織運営体制の充実を図ります。

(7) 教諭等及び事務職員などの標準職務の明確化等

《市教委》

- ① 教諭等、養護教諭、栄養教諭及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例について学校管理規則等で定め、業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に自主的・主体的に校務運営に参画できる環境整備に努めます。
- ② 事務職員の主体的な学校運営への参画、学校事務の一層の効率化や充実が図られるよう、学校の実情に応じた取組を促します。

(8) 勤務時間外における電話対応の見直しの促進

《市教委》

- ① 学校と連携し、緊急時の連絡方法を確保するとともに、保護者や地域住民に対し、改めて働き方改革の必要性和意義を発信し、設置した留守番電話による対応について理解・協力を得る取組を推進します。

Ⅳ 滝川市立学校の教育職員の在校等時間の上限について

教育職員にあっては、給特条例第7条第2項に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務及び同条例第7条第1項各号に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務。）を命じないものとされていますが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠です。

このような状況を踏まえ、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定めるものです。

1 対象者

文部科学省のガイドラインは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員を対象とするため、本市においては給特法の対象となっている滝川市立小中学校の教育職員、及び北海道滝川西高等学校の教育職員を対象とします。

なお、給特法の対象となっていない事務職員については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものとします。

2 業務を行う時間の上限

(1) 勤務時間の考え方

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とします。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間を在校等時間とします。ただし、ウについては、当該教育職員の申告に基づくものとします。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として滝川市教育委員会や校長が外形的に把握する時間

イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研

鑽の時間その他業務外の時間
エ 休憩時間

(2) 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

- ① 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」をいう。）45時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は42時間）
- ② 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。）360時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は320時間）

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができます。なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意します。

- ア 1か月時間外在校等時間 100 時間未満
イ 1年間時間外在校等時間 720 時間
ウ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数6月
エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間80時間

3 実効性の担保

- (1) 滝川市教育委員会は、各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を引き続き実施します。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、滝川市教育委員会は事後的に検証を行います。
- (2) 滝川市教育委員会は、市長部局と方針等について認識を共有し、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し市長の

求めに応じて必要な報告を行うなどして連携して取り組みます。

- (3) 滝川市教育委員会は、保護者及び地域住民その他関係者の理解が得られるようそれらのものに対して本プランの周知を図ります。

4 留意事項

- (1) 本プランに掲げる時間外在校等時間の上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- (2) 市教委、校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教育職員の時間外在校等時間 0 について形式的に上限時間の範囲内とすることや計画に定める目標を達成することのみを目的化し、休憩時間並びに週休日・休日を含めて実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

なお、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることは、法令に違反するものであり信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ること。

- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないこと。

市教委及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態を適切に把握するとともに、その解消に向けた取組を進めること。

- (5) 市教委、校長は、過重労働による健康障害を防ぐため、産業医等による面接指導を適切に実施し、職員の健康管理の向上に努めること。
- (6) 実施に当たっては、在校等時間は、校務支援システムの出・退勤記録機能を活用して客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること。